



平成 30 年 9 月 11 日

各 位

会社名 住友林業株式会社
(コード番号 1911 東証第一部)
代表者名 代表取締役 社長 市川 晃
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 大野 裕一郎
(TEL 03-3214-2270)

2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（グリーン CB）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 11 日開催の取締役会において、2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」）（社債額面金額合計額 100 億円）の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本新株予約権付社債は、グリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンドパーティ・オピニオンを取得した世界で初めてとなる転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーン CB」）となります。^(注)
(注) 詳細は、後記「本新株予約権付社債発行の背景」及び「グリーン CB としての適格性」をご参照ください。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げ、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針としております。

また、当社グループは 2017 年 3 月期からの 3 事業年度を対象とする住友林業グループ中期経営計画 2018（以下、「本中期経営計画」）において、“新たなステージへ向けた変革の推進”をメインテーマとして持続的な成長が可能な事業構造の構築に取り組んでおります。

本中期経営計画では、“社会環境の変化を先取りした戦略の推進”、“グローバル市場での多様な収益源の構築”及び“木の資産価値の変革”を掲げており、計画期間中である 2016 年にニュージーランド・ネルソン市で約 3 万 1 千ヘクタールの山林資産（以下、「ニュージーランド山林資産」）を取得いたしました^(注1)。

当該ニュージーランド山林資産は、成長が早いラジアータ・パインの植林地であり、供給が安定していること及び均質で汎用性が高く価格競争力があることから、安定した収益が見込まれます。現在、世界で生産されている産業用原木の半数以上が天然林からの供給ですが、今後も中長期的に木材需要の拡大が予想されるほか、気候変動や環境配慮への意識の高まりなどから、ニュージーランド山林資産のような持続可能な植林地の価値は益々高まると考えております。

一方、当社グループは本中期経営計画において、ニュージーランド山林資産取得を含め、事業成長を目指す上で必要な投資を積極的に実行し、事業ポートフォリオの変革と業容の拡大を実現してまいりました。その結果、海外事業における棚卸資産の取得などにより必要運転資金額が著しく増加しております。

これらの状況を踏まえ、本中期経営計画の最終年度である今期において、大型の投資であるニュージーラ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ンド山林資産取得資金の一部や投資資金を手元資金で賄ったことにより減少した運転資金を当該事業の性質に即した長期性資金の調達によって補うとともに、事業拡大を支える強固な財務基盤の構築と資金調達手段の多様化を推進するため、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

また、本新株予約権付社債は、グリーンボンド原則^(注2)に則したフレームワークに基づき発行するものであり、その適格性と透明性の確保のため、第三者評価として、世界有数の ESG 評価機関である仏ヴィジオアイリス (Vigeo Eiris) からセカンドパーティ・オピニオン^(注3)を取得しております。

グリーン CB の発行により、当社グループの環境投資への積極的な取り組みを幅広いステークホルダーの皆さまに認知いただくとともに、国内外における ESG 投資市場の活性化と裾野の更なる拡大の一助となるものと考えております。

当社グループは 1691 年の創業以来、320 余年にわたり山林に携わる事業を営み、国内外において再生可能な資源である「木」を活かした事業を行ってまいりました。また、CSR 活動を個別の活動にとどめることなくグループ全体の企業価値向上に結び付けていくため、事業と一体で推進しております。今後も、当社グループは森林資源の価値を高め気候変動への対応や地球環境に貢献する事業をグローバルに展開してまいります。

(注 1) ニュージーランド山林資産の取得についての詳細は、当社が 2016 年 7 月 5 日に公表した「ニュージーランドにおける山林資産取得完了に関するお知らせ」をご参照ください。

(注 2) グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注 3) セカンドパーティ・オピニオンとは、本新株予約権付社債がグリーンボンド原則に沿った債券であるかについての、ESG 評価機関である Vigeo Eiris による独立した意見です。本セカンドパーティ・オピニオンでは、①資金の用途、②プロジェクトの評価と選定のプロセス、③調達資金の管理及び④モニタリングとレポートの 4 つの観点から、当該債券におけるグリーンボンド原則への適合性が Vigeo Eiris によりそれぞれ評価され、グリーンボンド原則への適合性について意見表明がなされています。なお、本セカンドパーティ・オピニオンの詳細は、下記 URL に掲載しています。

(原文・英文) https://sfc.jp/information/news/pdf/20180911_03.pdf

(和訳) https://sfc.jp/information/news/pdf/20180911_02.pdf

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【調達資金の使途】

当社は、本中期経営計画に基づき、海外住宅・不動産事業やその他事業への積極的な投資により業容を拡大させております。これに伴い、必要運転資金額及び短期有利子負債残高は増加傾向となっております。

かかる状況において、当社は、本新株予約権付社債の発行による手取金により、本中期経営計画期間において大型の投資の一つであるニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行い、その全額を2018年12月末までに運転資金の確保を目的として借り入れた短期借入金の返済に充当する予定です。

当社は、国内外の事業環境が大きく変化する中、持続的な成長を実現するための事業構造の構築に取り組んでおります。本中期経営計画当初においては総額1,500億円の投資を予定し、海外ではニュージーランド山林資産取得のほか、米国と豪州におけるホームビルダー等の持分取得、国内では業務資本提携、介護事業会社の株式取得など行った結果、投資実績額は計画を上回る水準となっております。

本新株予約権付社債の発行による資金調達を通じて、当社における必要運転資金の確保と当社財務体質の強化をはかり、長期的な視点で事業成長を目指すべく、機動的かつ積極的な事業拡大を支える体制を整えてまいります。

【グリーンCBとしての適格性】

当社は、グリーンCBの発行のために、2016年度に取得したニュージーランド山林資産を適格プロジェクトとし、その取得資金の一部のリファイナンスを行う本新株予約権付社債について「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）」に則したグリーンボンドフレームワークを策定し、Vigeo Eirisよりセカンドパーティ・オピニオンを取得しております。

本適格プロジェクトであるニュージーランド山林資産は、FSC（Forest Stewardship Council）^{（注4）}による認証が付与されていること等を踏まえて選定されており、セカンドパーティ・オピニオンにおいて、その環境目的は二酸化炭素隔離を通じた気候変動の緩和や天然資源の保全であり、2015年9月に国際連合が制定した「持続可能な開発目標」（SDGs）の内、「13.気候変動に具体的な対策を」及び「15.陸の豊かさを守ろう」に貢献するものとの評価を受けております。

（注4）FSC（Forest Stewardship Council）とは、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立された、環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体であり、環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む原則や基準に沿って、森林認証制度の運用主体であるFSCの認定した認証機関が審査を実施することにより認証を取得することができます。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、本中期経営計画期間における業容の拡大を踏まえ、財務戦略の検証を進める中で、低コストの資金調達を図りつつ、既存株主に配慮して希薄化を抑制した資金調達手法として、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

まず、本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポン、かつ社債額面を上回る払込金額で発行されるため、金利コストの最小化と資金調達コストの低減を図った調達であるとともに、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の1株当たり当期純利益（EPS）の希薄化を抑制する効果が期待されます。

また、海外市場からの資金調達手法となるため、資金調達手法の多様化に資する手法であると判断いたしました。

加えて、本新株予約権付社債は、グリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンドパーティ・オピニオンを取得した世界で初めてとなる転換社債型新株予約権付社債（グリーンCB）であり、当社グループの環境投資に対する投資家の皆様の認知度向上に資するものと考えております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 住友林業株式会社 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、
新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 101.0% (各本社債の額面金額 1,000 万円)
3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
払 い 込 む 金 銭
4. 社債の払込期日及び発行日 2018 年 9 月 27 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited を単独ブックランナー兼共同
主幹事引受会社とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited 及び Nomura
International plc を共同主幹事引受会社とする幹事引受会社 (以下
「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジ
アを中心とする海外市場 (但し、米国を除く。)における募集。但し、
買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前 8 時 (日本時間) ま
でに行われるものとする。
 - (2) 新 株 予 約 権 付 社 債 の 本 社 債 の 額 面 金 額 の 103.5%
募 集 価 格 (発 行 価 格)
6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 本 新 株 予 約 権 の 目 的 株 式 の 種 類 は 当 社 普 通 株 式 (単 元 株 式 数
株 式 の 種 類 及 び 数 100 株) と し 、 そ の 行 使 に よ り 当 社 が 当 社 普 通 株 式 を 交 付 す る 数 は 、 行
使 請 求 に 係 る 本 社 債 の 額 面 金 額 の 総 額 を 下 記 (4) 記 載 の 転 換 価 額 で 除
した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、
現金による調整は行わない。
 - (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 1,000 個 及 び 代 替 新 株 予 約 権 付 社 債 券 に 係 る 本 社 債 の 額 面 金 額 合 計 額
の 総 数 を 1,000 万 円 で 除 した 個 数 の 合 計 数
 - (3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2018 年 9 月 27 日
 - (4) 新 株 予 約 権 の 行 使 に
 - (イ) 各 本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て は 、 当 該 本 新 株 予 約 権 に 係 る 本
社 債 を 出 資 す る も の と し 、 当 該 本 社 債 の 価 額 は 、 そ の 額 面 金 額
と 同 額 と す る 。
 - (ロ) 転 換 価 額 は 、 当 初 、 当 社 の 代 表 取 締 役 が 、 取 締 役 会 の 授 権 に 基
づ き 、 投 資 家 の 需 要 状 況 及 び そ の 他 の 市 場 動 向 を 勘 案 し て 決 定
す る 。 但 し 、 当 初 転 換 価 額 は 、 本 新 株 予 約 権 付 社 債 に 関 し て 当
社 と 上 記 5. (1) 記 載 の 幹 事 引 受 会 社 と の 間 で 締 結 さ れ る 引 受 契
約 書 の 締 結 日 に お け る 株 式 会 社 東 京 証 券 取 引 所 に お け る 当 社
普 通 株 式 の 普 通 取 引 の 終 値 に 1.0 を 乗 じ た 額 を 下 回 っ て は な
ら ない 。
 - (ハ) 転 換 価 額 は 、 本 新 株 予 約 権 付 社 債 の 発 行 後 、 当 社 が 当 社 普 通 株
式 の 時 価 を 下 回 る 払 込 金 額 で 当 社 普 通 株 式 を 発 行 し 又 は 当 社
の 保 有 す る 当 社 普 通 株 式 を 処 分 す る 場 合 に は 、 下 記 の 算 式 に よ
り 調 整 さ れ る 。 な お 、 下 記 の 算 式 に お い て 、 「 既 発 行 株 式 数 」
は 当 社 の 発 行 済 普 通 株 式 (当 社 が 保 有 す る も の を 除 く 。) の 総
数 を いう 。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 2018 年 10 月 11 日から 2023 年 9 月 13 日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、①下記 7. (3) (ロ)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、下記 7. (3) (ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記 7. (3) (ハ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7. (3) (ニ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023 年 9 月 13 日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記 7. (3) (ロ)③に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記 7. (3) (ロ)③(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- ②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4) (ハ)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額 100億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- を合計した額
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (3) 本社債の償還の方法及び期限
- (イ) 満期償還
2023年9月27日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。
- (ロ) 本社債の繰上償還
- ①クリーンアップ条項による繰上償還
本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。
- ②税制変更による繰上償還
日本国の税制の変更等により、当社が下記8.(イ)記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。
上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記8.(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記8.(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。
- ③組織再編等による繰上償還
組織再編等が生じたが、(a)上記6.(9)(イ)記載の措置を講じることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。
上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及び

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする（但し、償還日が2023年9月14日から2023年9月26日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2023年9月14日から2023年9月26日までの間となる場合には、償還金額は本社債の

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記⑤に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本④記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本④記載の償還義務及び上記③又は下記⑤記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記③又は下記⑤の手続が適用されるものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2023年9月14日から2023年9月26日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ハ) 本新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(二) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(6)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(ホ) 償還場所

下記(6)記載の財務代理人の所定の営業所において支払う。

- (4) 新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限
本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (6) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (財務代理人)
- (7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (8) 社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
8. 特約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、①外債(以下に定義する。)に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

9. 上 場 取 引 所 該当事項なし。
10. そ の 他 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

当社は、本中期経営計画に基づき、海外住宅・不動産事業やその他事業への積極的な投資により業容を拡大させております。これに伴い、必要運転資金額及び短期有利子負債残高は増加傾向となっております。

かかる状況において、当社は、本新株予約権付社債の発行による手取金により、本中期経営計画期間において大型の投資の一つであるニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行い、その全額を2018年12月末までに運転資金の確保を目的として借り入れた短期借入金の返済に充当する予定です。

当社は、国内外の事業環境が大きく変化する中、持続的な成長を実現するための事業構造の構築に取り組んでおります。本中期経営計画当初においては総額1,500億円の投資を予定し、海外ではニュージーランド山林資産取得のほか、米国と豪州におけるホームビルダー等の持分取得、国内では業務資本提携、介護事業会社の株式取得など行った結果、投資実績額は計画を上回る水準となっております。

本新株予約権付社債の発行による資金調達を通じて、当社における必要運転資金の確保と当社財務体質の強化をはかり、長期的な視点で事業成長を目指すべく、機動的かつ積極的な事業拡大を支える体制を整えてまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、当社は、中間配当と期末配当の年2回行うことができ、これらの決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行ってまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、長期的な経営計画に基づき、企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動等に、有効に活用してまいります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり連結当期純利益	54.92円	194.95円	168.49円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	24.00円 (12.00円)	35.00円 (15.00円)	40.00円 (20.00円)
実績連結配当性向	43.7%	18.0%	23.7%
自己資本連結当期純利益率	4.0%	13.3%	10.3%
連結純資産配当率	1.7%	2.4%	2.4%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（期首の新株予約権及び非支配株主持分合計控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び非支配株主持分合計控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

(1) 払込期日	平成29年11月28日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 5,197,500株
(3) 発行価額 (払込金額)	1株につき1,924円
(4) 払込金額の総額	9,999,990,000円
(5) 募集方法 (割当先)	第三者割当の方法により、割当先に全株式を割り当てる。 (株式会社熊谷組)

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

・譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

(1)	払 込 期 日	平成 30 年 7 月 20 日
(2)	発行する株式の 種類及び数	当社普通株式 31,300 株
(3)	発行 価 額	1 株につき 1,687 円
(4)	発行 価 額 の 総 額	52,803,100 円
(5)	割 当 先	当社の取締役 ^(注1) 8 名 22,500 株 当社の執行役員 ^(注2) 12 名 8,800 株 (注1) 社外取締役を除く。 (注2) 取締役を兼務している執行役員を除く。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
始 値	1,301 円	1,288 円	1,685 円	1,707 円
高 値	1,742 円	1,787 円	2,059 円	1,868 円
安 値	1,205 円	1,190 円	1,547 円	1,582 円
終 値	1,293 円	1,690 円	1,706 円	1,815 円
株価収益率(連結)	23.5 倍	8.7 倍	10.1 倍	—

(注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成 31 年 3 月期の株価については、平成 30 年 9 月 10 日現在で表示しております。

3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 31 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

(4)ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権又は当社の取締役等に付与されたストックオプションの行使による当社普通株式の交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。